

一復第一五八二号

元陸海軍撤員に因する返放範圍の改正について
復員官署一般及び世話課

昭和二十二年十二月五日

第一復員局長

首題の件について別冊附資第七二三号の通り通牒が発せられたから
承知ありたい。

なお既に留任申請書を提出した者で右通牒に依り非該当となる者が
ある場合は其の氏名を復員官署は第一復員局人事課宛、各世話課は地
方審査委員会に通報すると同時に第一復員局人事課宛通報されたい。

0637

閣資第七二三號

昭和二十二年十一月二十九日

總理廳官房監査課長

第一復員局長 殿

職業陸海軍職員の解釋に關する件

今般標記の件に關し別紙通牒が發せられたから御了知の上爾今石に
より然るべく措置相成りたい。

追て既に資務審査所の貴省（廳）關係者にして右解釋により覺書
該富者としての指定を取消し非該富の判定を受くべきものに付て
は、中央公職適否審査委員會に於いて再審査の上左様措置をする
から主幹審査を受けた職及び氏名を御報告いたします。

0638

函資第七二三號

昭和二十二年十一月二十九日

都道府縣知事 殿

内閣官房長官

職業陸海軍職員の解雇に關する件

昭和二十二年閣令内務省令第一號別表第一の二職業陸海軍職員の中
及びその項目に關し爾今左記解雇により審査することに付て連
合車總司令部の了解を待たから然るべく措置せられたい。
尙從來覺書該書否と決定せられたるに於てこの解雇によれば非該當
となるべきものに對しては審査委員會において再審査の上非該當
決定して差支えない
石命により迴答する

0639

一 大正九年以前に勤務した陸海軍醫將校でその勤務期間が短く軍人としての普通恩給を受けるに至らなかつた者は正規陸海軍將校として取扱わない。

二 昭和十六年十二月八日以降において陸海軍の委託學生又は生徒に採用され、現役將校に任せられた者は正規陸海軍將校として扱わない。

三 大正九年以前に勤務した憲兵で特別の考慮に値する證據を提出した者は個人審査で覺悟に該當せざる者となすことが出来る。但し將校たりし者を除く。

以上に該當する者の名又は別紙の通りである。

- a. The military or naval surgeon officers who served only prior to 1921 whose length of service was so short as not making them entitled for the ordinary pension as the military personnel.
- b. Persons who had been adopted as the Military or Naval Scholarship Students after 8 December 1941 who have been commissioned as the regular military or naval officers after the completion of their courses as students.
- c. Gendarmrie who served only prior to 1921, provided, however, with the exception of the commissioned officers and providing they can show their cases deserve special consideration.